

### 1. 政策及び 15 年度重点施策等

<b>政 策</b>	リレーションシップバンキングの機能強化
<b>15 年度 重点施策</b>	リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラムの実施 中小企業対策との連携
<b>参考指標</b>	機能強化計画の達成状況 中小企業再生支援協議会の対応状況

### 2. 政策の目標等

<b>法定任務</b>	金融機能の安定
<b>基本目標</b>	金融機関が健全に経営されていること
<b>重点目標</b>	不良債権問題が正常化されること

### 3. 政策の内容

地域金融機関が、その健全性を確保しつつ、主要な顧客である中小企業に対する円滑な資金供給や各種サービスの提供等の役割を適切かつ持続的（サステイナブル）に果たしていくためには、リレーションシップバンキング（問柄重視の地域密着型金融）の機能強化を図っていく必要があります。

このため、平成 15 年 3 月に公表した「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」に基づき、リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラムの実施、中小企業対策との連携を図って行くこととし、これらの取組みを進めることによって、不良債権問題も同時に解決していくこととしています。

具体的には、以下のとおりです。

アクションプログラムに基づき、中小・地域金融機関のリレーションシップバンキングの機能強化を確実に図る。そのため、アクションプログラムの各種施策等を踏まえ各金融機関がその創意工夫のもと策定した機能強化計画の提出を求め、半期毎に実施状況をフォロー・アップ、公表し、必要に応じた監督上の対応を行う。

「新しい中小企業金融の法務に関する研究会」を開催し、中小企業金融等の分野における法務面の論点について具体的に検討する。

中小企業再生支援協議会の機能の積極的な活用を図る。  
産業クラスターサポート金融会議を開催する。  
ベンチャー企業向け業務に関する政府系金融機関等との連携強化を図る。  
地域金融人材育成システム開発プログラム等へ協力を行う。

(注) 、 については金融庁において実施、 ~ については、各金融機関に要請し、その進捗状況についてフォローアップ。

#### **4 . 現状分析及び外部要因**

金融再生プログラム（平成 14 年 10 月公表）及び同作業工程表（14 年 11 月公表）において、「中小・地域金融機関の不良債権処理については、主要行とは異なる特性を有する「リレーションシップバンキング」のあり方を、金融審議会において多面的な尺度から検討の上、年度内を目途にアクションプログラムを策定する」こととされました。

その後、金融審議会での審議及び報告を踏まえ、15 年 3 月に「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を策定・公表しました。

このプログラムでは、16 年度までの 2 年間で「集中改善期間」とした上で、各金融機関が、地域の実情等も踏まえて機能強化計画を自ら策定し、中小企業の再生と地域経済の活性化を図るための各種の取り組みを進めることによって、リレーションシップバンキング（間柄重視の地域密着型金融）の機能強化を図り、併せて不良債権問題の解決を図ることとしています。

#### **5 . 事務運営についての報告及び評価**

##### (1) 事務運営についての報告

リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラムの実施

アクションプログラムに掲げられた、事務ガイドラインの整備、各種会議の立ち上げ、各金融機関が策定した機能強化計画の概要に係る取りまとめ・公表など、金融庁が実施すべきものとされた施策については、これまで全て実施してきたところであり、また、フォローアップを通じて、各金融機関の取り組みの推進を図ってきました。

中小企業対策との連携

ア．平成 15 年 4 月に金融庁内に「新しい中小企業金融の法務に関する研究会」を設置し、15 年 7 月に、「新しい中小企業金融の法務に関する研究会報告書」<sup>1</sup>及び「中小企業の事業及び財務再構築のモデル取引に関する基本的考え方」<sup>2</sup>を策定・公表しました。

また、各業界団体に具体化に向けた実務レベルの検討を要請し、16 年 2 月に第二地方銀行協会が「中小企業金融におけるデット・デット・スワップ及びコベナントの活用（新業務対応ワーキング・グループ報告書）」<sup>3</sup>を策定・公表、3 月に全国銀行協会が「劣後特約付金銭準消費貸借契約証書の参考例」を策定しました。

イ．16 年 2 月に検査マニュアル別冊(中小企業融資編)を改訂しました。

ウ．16 年 4 月に中小・地域金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート調査の結果を公表しました。

エ．16 年 5 月に「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」(監督ハンドブック)を策定しました。

## (2) 評価

リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラムの実施

各金融機関における中小企業金融の再生に向けた取組み等の 15 年度の実績を見ると、「集中改善期間」の前半の 1 年間が経過した段階において、次のような進捗が見られます。

ア．上半期の取組み実績と比べてみると、ほとんど全ての項目で実施金融機関数が着実に増加しており、中には、創業・新事業支援のため政府系金融機関との協調融資やビジネスマッチング情報提供の仕組みの導入・強化等、大幅に増加している項目もあります。

イ．産業クラスターサポート金融会議への参加・活用や中小企業再生支援協議会との連携強化・情報交換等、ほとんどの銀行において行われている、又は、地域金融機関全体で見て過半数を超える金融機関において実施されている項目も多く見られます。

ウ．要注意先債権等の健全債権化等の経営相談・支援機能の強化に向けた取組みや、早期事業再生、新しい中小企業金融(担保・保証に過度に依存しない融資への取組み等)といった先進的な取組みにおいても、着実な進捗が見られます。

---

<sup>1</sup> <http://www.fsa.go.jp/news/newsj/15/ginkou/f-20030716-1/02.pdf>

<sup>2</sup> <http://www.fsa.go.jp/news/newsj/15/ginkou/f-20030716-1/03.pdf>

<sup>3</sup> <http://www.dainichiginkyo.or.jp/pdf/16220-2.pdf>

こうしたことを踏まえれば、全体としては、中小企業金融の再生に向けた取組みは更に着実に進んでいるものと認識しています。

#### 中小企業対策との連携

5.(1)の に掲げられている金融庁の施策等を踏まえ、金融機関側において、その創意工夫のもと、以下のような取組み実績が見られます。

技術開発や新事業展開の支援については、全ての銀行と7割以上の信用金庫が「産業クラスターサポート金融会議」へ参加しこれを活用するほか、8割を超える銀行が産学官ネットワークとの情報交換・関係強化を図っています。また、ベンチャー企業の育成支援に係る政府系金融機関との連携強化については、約6割の金融機関が情報交換を行っているほか、企業育成ファンドの組成・出資を行ったところも見られます。

(参考) 15年度の実績(以下同じ)

- |                 |              |             |
|-----------------|--------------|-------------|
| ・政府系金融機関との協調融資  | 288件、304億円   | (91件、76億円)  |
| ・創業支援融資商品による融資  | 2,233件、225億円 | (762件、87億円) |
| ・企業育成ファンドの組成・出資 | 144件、183億円   | (17件、12億円)  |

(注) 件数、金額の( )書きは15年度上半期の実績(以下同じ)

(特色ある取組みの具体例)

- ・日本政策投資銀行と連携し、「知的財産権担保融資」の取扱を開始し、ベンチャー案件等への取組を強化。知的財産権担保融資の第一号案件を実行。(銀行 関東)
- ・ベンチャーキャピタル子会社を設立、中小企業総合事業団と連携し、起業段階などの企業を中心に資金供給を行う創業・新事業支援ファンドを組成(計10億円)。(信用金庫 関東)

ほとんどすべての銀行と7割を超える信用金庫が中小企業再生支援協議会との連携強化・情報交換を行うとともに、約2割を超える銀行が企業再生ファンドの組成・出資を行っています。また、約4割の銀行において、デット・エクイティ・スワップ(債務の株式化)やDIPファイナンス(再建中の企業に対する運転資金の供給)等の先進的手法の活用が図られています。

(参考)

- ・デット・エクイティ・スワップ 37件、183億円 (12件、117億円)
- ・DIPファイナンス 215件、587億円 (66件、190億円)

(特色ある取組みの具体例)

- ・中小企業総合事業団、中小企業再生支援協議会と連携し、地域内14金融機関が協同で地域再生ファンドを設立。(銀行・信用金庫 東海)
- ・政府系金融機関と地元金融機関が協調して、会社分割やDES等を活用した事業再生計画を策定し、地元老舗百貨店の事業再生に着手。  
(銀行 沖縄)

銀行の約7割がスコアリングモデル(信用格付モデル)の活用による担保・保証に依存しない融資に取り組むとともに、4割を超える金融機関がローンレビュー(貸出後の業況把握)の徹底を図っています。

(参考)

- ・スコアリングモデルを活用した商品による融資  
130,831件、10,564億円 (59,168件、4,414億円)

(特色ある取組みの具体例)

- ・中小企業等を対象に、顧客の財務内容に重点を置き、財務内容の変化に応じて契約金利の変更等について、あらかじめ取り決めを行う財務制限条項付無担保無保証貸出商品を発売。(銀行 北陸)

財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対し金利や担保・保証等に対し優遇を行う等の融資プログラムの整備を図るため、約4割の銀行が外部機関との連携により、銀行の約4分の1が独自に、新商品開発・強化を行っています。

(参考) 当該商品による融資 12,631件、1,415億円 (6,924件、444億円)

(特色ある取組みの具体例)

- ・財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対し、会計士又は税理士からの推薦を条件として、優遇金利でローンを独自に実行する商品を発売。(信用組合 東北)

このように、リレーションシップバンキング（間柄重視の地域密着型金融）の機能強化は、一層確実に図られてきており、中小企業金融の円滑化に寄与しているものと考えられます。

（注）なお、これら取組みについては、アクションプログラムに基づく中小・地域金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート調査により、その有効性等を確認しています。16年2月～3月に実施した同アンケート調査結果（16年4月公表）によると、アクションプログラムが公表されて以降、1年足らずの調査実施段階において、すべての調査項目（中小企業金融の再生（創業・新事業支援に対する取組み等）、地域貢献、預金者へのサービス等）について調査対象者（商工関係者、消費者等）から一定程度（2割弱～4割弱程度）の積極的な評価が得られていますが、引き続き機能強化計画を着実に実施することにより、積極的な評価の割合が高まっていくことが期待されます。

また、これら取組みを通じて、15年9月期の地域銀行の不良債権比率（再生法開示債権ベース）は7.5%、16年3月期は6.6%と減少してきており、不良債権処理についても、全体的には着実な進展が図られてきています。

（注1）地域銀行とは、地方銀行、第二地方銀行及び埼玉りそな銀行をいう。

（注2）16年3月期については、地域銀行から、預金保険法第102条措置関連先である足利銀行、近畿大阪銀行、奈良銀行を除いた計数。また、同計数は、再生専門子会社譲渡分が含まれている。（上記3行を含めた場合の不良債権比率は6.9%。）

## **6. 今後の課題**

16年度までが集中改善期間とされていることを踏まえ、引き続き、アクションプログラムに基づき、中小企業対策との連携も含め、リレーションシップバンキングの機能強化を図り、中小企業金融の再生、健全性確保・収益性向上に向けた施策の推進をより一層促す必要があります。このため、各金融機関の機能強化計画について各種取組みが確実に実施され、その定着が図られるよう、的確なフォローアップ等の監督上の措置を適切に講じる必要があります。

## **7. 当該施策に係る端的な結論**

政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。

## **8. 学識経験を有する者の知見の活用**

政策評価に関する有識者会議

## **9. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）**

### [ 政策効果把握方法 ]

政策効果は、機能強化計画の達成状況や中小企業再生支援協議会の対応状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

### [ 使用資料等 ]

「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラムの進捗状況（15年度）について」（16年6月公表）（資料は省略）

## **10. 担当課**

監督局総務課協同組織金融室、銀行第2課

リレーションシップバンキングの機能強化に関する  
アクションプログラムの進捗状況（平成15年度）について

昨年3月に公表した「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」に基づき、金融庁は、平成15～16年度の「集中改善期間」における中小企業金融の再生と地域経済の活性化に向けた取組みについて昨年8月末までに各中小・地域金融機関が策定した機能強化計画の提出を受け、その概要について昨年10月に公表したところです。

同プログラムにおいては、中小企業金融の再生に向けた取組みについて、金融機関毎に半期毎の進捗状況を公表し、各業界団体においてこれらを取りまとめ、公表するとともに、金融庁において、アクションプログラムに記載されている施策の進捗状況及び金融機関の取組み実績を取りまとめ、公表することとされています。

これを踏まえ、15年度上半期の実績については、各金融機関は昨年11月末までに上記取組みの進捗状況について金融庁に報告の上、公表を行い、各業界団体は、昨年12月から本年1月にかけて進捗状況の公表を行いました。当庁も、本年1月に施策の進捗状況及び金融機関の取組み実績について取りまとめ公表しました。

15年度（通期）の実績については、各金融機関は5月末までに取組みの進捗状況について金融庁に報告の上、公表を行いました。各業界団体においては、6月16日に地方銀行協会、6月17日に第二地方銀行協会が進捗状況の公表を行ったところであり、また、本日、全国信用金庫協会と全国信用組合中央協会が公表を行ったところです。金融庁においても、本日、施策の進捗状況及び金融機関の取組み実績について取りまとめ、公表を行うこととしました。

金融庁としては、今後とも、アクションプログラムに掲げられている施策の着実な実施を図るとともに、金融機関の取組み実績を半期毎にフォローアップすることにより、リレーションシップバンキング（間柄重視の地域密着型金融）の機能強化を確実に図って参りたいと考えています。

お問い合わせ先

金融庁 03-3506-6000（代表）

監督局銀行第二課 曲 淵（3392）

” 協同組織金融室 杉 原（3378）

平成16年6月30日  
金融庁

## リレーションシップバンキングの機能強化に関する アクションプログラムの進捗状況（平成15年度）について （ポイント）

### 1. これまでの経緯

- ・ 昨年3月に公表した「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」に基づき、金融庁は、平成15～16年度の「集中改善期間」における中小企業金融の再生と地域経済の活性化に向けた取組みについて昨年8月末までに各中小・地域金融機関が策定した機能強化計画の提出を受け、その概要について昨年10月に公表したところ。
- ・ 同プログラムにおいては、中小企業金融の再生に向けた取組みについて、金融機関毎に半期毎の進捗状況を公表し、各業界団体においてこれらを取りまとめ、公表するとともに、金融庁において、アクションプログラムに記載されている施策の進捗状況及び金融機関の取組み実績を取りまとめ、公表することとされている。
- ・ これを踏まえ、15年度上半期の実績については、各金融機関は、昨年11月末までに上記取組みの進捗状況について金融庁に報告の上、公表しており、各業界団体は、昨年12月から本年1月にかけて進捗状況を公表した。当庁も、本年1月に施策の進捗状況及び金融機関の取組み実績について取りまとめ、公表した。  
15年度（通期）の実績については、各金融機関は5月末までに取組みの進捗状況を金融庁に報告の上、公表。また、各業界団体においては、6月16日に地方銀行協会が、6月17日に第二地方銀行協会が進捗状況を公表したところであり、また、本日、全国信用金庫協会と全国信用組合中央協会が公表。金融庁においても、本日、施策の進捗状況及び金融機関の取組み実績について取りまとめ、公表を行うこととした。

### （参考）報告提出金融機関数

合計：	602	金融機関
地方銀行：	65	（埼玉りそな銀行を含む。）
第二地方銀行：	50	
信用金庫：	306	
信用組合：	181	

(注) 信用組合には、職域組合・業域組合が含まれており、地域組合では131組合。

## 2. 施策の進捗状況

- ・ アクションプログラムに掲げられた施策については、当局において各種会議の立上げ、監督指針の策定等着実な実施を図るとともに、機能強化計画の概要について取りまとめ・公表し、各金融機関の取組みの推進を図ってきたところ。
- ・ アクションプログラムに掲げられている施策についての主な進捗状況は以下の通りである。
  - 各財務局で「産業クラスターサポート金融会議」を立上げ  
(15年5月下旬～6月中旬)
  - 各財務局・財務事務所で「地域金融円滑化会議」を立上げ(15年6月中旬～下旬)
  - 取引先企業への支援業務に係る銀行法上の取扱い等に関し、事務ガイドラインを改正・公表(15年6月30日)
  - 「新しい中小企業金融の法務に関する研究会報告書」の公表(15年7月16日)
  - 与信取引に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能に関し、事務ガイドラインを改正・公表(15年7月29日)
  - 「リレーションシップバンキングの機能強化計画の概要について」を公表  
(15年10月7日)
  - 「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラムの進捗状況(15年度上期)について」を公表(16年1月16日)
  - 検査マニュアル別冊(中小企業融資編)を改訂(16年2月26日)
  - 中小・地域金融機関の主な経営指標を当庁ホームページへの掲載(16年4月2日)
  - 中小・地域金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート調査結果の公表  
(16年4月27日)
  - 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」(監督ハンドブック)の策定  
(16年5月31日)
  - 「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラムの進捗状況(15年度)について」を公表(16年6月30日)
- ・ これにより、アクションプログラムにおいて金融庁が実施すべきものとして掲げられた施策は本プログラムのフォローアップを除き全て実施されたこととなる。

### 3. 金融機関の取組み実績

業界団体が取りまとめた、各金融機関における中小企業金融の再生に向けた取組み等の15年度の実績を見ると、「集中改善期間」の前半の1年間が経過した段階において、まず、上半期の取組み実績と比べてみると、ほとんど全ての項目で実施金融機関数が着実に増加しており、中には大幅に増加している項目もある。また、対象となる金融機関数に占める割合で見ても、ほとんどの銀行において実施されている項目や、地域金融機関全体で見て過半数を超える金融機関において実施されている項目も少なくない等、かなりの進捗が見られる。更に、早期事業再生や新しい中小企業金融（担保・保証に過度に依存しない融資への取組み等）といった先進的な取組みにおいても、実施金融機関数は必ずしも多くないものの、件数や融資額において着実な進捗が見られる。こうしたことを踏まえれば、全体としては、中小企業金融の再生に向けた取組みは更に着実に進んでおり、リレーションシップバンキング（間柄重視の地域密着型金融）の機能強化が一層確実に図られてきているものと考えられる。

中小企業金融の再生に向けた取組み等の実績について、その主な傾向をまとめれば以下のとおりである。

なお、主な特色ある取組み実績については別紙1を参照。

#### 創業・新事業支援機能等の強化

- ・ 融資審査態勢の強化については、約8割の銀行が専門部署の設置・強化等を行ったほか、6割以上の銀行が審査に関する組織内の情報共有化促進や業種別審査体制の構築・増強を行っている。また、約9割の金融機関が業界団体等が実施する外部研修へ参加・派遣したほか、内部研修、通信教育等による人材育成の取組みを実施している。
- ・ 技術開発や新事業展開の支援については、全ての銀行と7割以上の信用金庫が「産業クラスターサポート金融会議」へ参加しこれを活用するほか、8割を超える銀行が産学官ネットワークとの情報交換・関係強化を図っている。また、ベンチャー企業の育成支援に係る政府系金融機関との連携強化については、約6割の金融機関が情報交換を行っているほか、企業育成ファンドの組成・出資を行ったところもみられる。

（参考）15年度の実績（以下同じ）

・ 政府系金融機関との協調融資	288件、304億円	（91件、76億円）
・ 創業支援融資商品による融資	2,233件、225億円	（762件、87億円）
・ 企業育成ファンドの組成・出資	144件、183億円	（17件、12億円）

（注） 件数、金額の（ ）書きは15年度上半期の実績（以下同じ）

### 取引先企業の経営相談・支援機能の強化

- ・ 約 8 割の銀行で、ビジネスマッチングの情報提供の仕組みを導入・強化するとともに、約 9 割の金融機関が、業界団体等が実施する外部研修への職員の参加・派遣を通じ経営相談・支援機能の強化を図っている。

(参考) ビジネスマッチングの成約件数 14,369件 (2,856件)

- ・ 要注意先債権等の健全債権化等に向け、銀行の 9 割弱と信用金庫の約 4 分の 3 が新たに担当部署の設置・増強を図るなど、ほとんどの金融機関で体制整備強化が図られている。また、銀行の約 8 割がコンサルティング会社等の外部専門機関との連携強化を図っているほか、約 6 割が支援先企業への人材派遣を行っている。(要注意先債権等の健全債権化等に向けた取組みの概要については別紙 2 参照)

### 早期事業再生に向けた取組み

- ・ ほとんどすべての銀行と 7 割を超える信用金庫が中小企業再生支援協議会との連携強化・情報交換を行うとともに、約 2 割を超える銀行が企業再生ファンドの組成・出資を行っている。また、約 4 割の銀行において、デット・エクイティ・スワップ(債務の株式化)や D I P ファイナンス(再建中の企業に対する運転資金の供給)等の先進的手法の活用が図られている。
- ・ ほとんどすべての銀行と 9 割近い信用金庫が職員の外部研修への参加・派遣を通じ企業再生支援に関する人材(ターンアラウンド・スペシャリスト)の育成を図っている。

(参考)

・企業再生ファンドの組成・出資	63件、	150億円	(12件、51億円)
・デット・エクイティ・スワップ	37件、	183億円	(12件、117億円)
・デット・デット・スワップ	7件	55億円	( - - )
・D I P ファイナンス	215件、	587億円	(66件、190億円)

### 新しい中小企業金融の取組みの強化

- ・ 銀行の約 7 割がスコアリングモデル(信用格付モデル)の活用による担保・保証に依存しない融資に取り組むとともに、4 割を超える金融機関がローンレビュー(貸出後の業況把握)の徹底を図っている。また、1 割を超える銀行が財務制限条項(財務指標が一定の水準を達成できない場合に金利等の融資条件が変更される特約)を活用した取組みを実施している。

(参考)

・スコアリングモデルを活用した商品による融資

130,831件、10,564億円 (59,168件、4,414億円)

・財務制限条項を活用した商品による融資

2,243件、596億円 (88件、95億円)

- ・財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対し金利や担保・保証等に対し優遇を行う等の融資プログラムの整備を図るため、約4割の銀行が外部機関との連携により、銀行の約4分の1が独自に、新商品開発・強化を行っている。

(参考) 当該商品による融資

12,631件、1,415億円

(6,924件、444億円)

#### 地域貢献に関する情報開示

- ・地域貢献に関し、ほとんどすべての金融機関がディスクロージャー誌等による情報開示を行ったほか、銀行の約3分の1において地域説明会の開催を行っている。

## 主な特色ある取組みの具体例

( )内の地域は所管財務局等の別

### ・中小企業金融の再生に向けた取組み

#### 1. 創業・新事業支援機能等の強化

- ・地元大学の研究内容を、取引先会員誌に掲載する情報発信を開始。また、関連会社に地元大学の前学長を顧問として採用し、行内技術協力室と連携した産学官連携の取組体制を整備。  
(銀行 関東)
- ・日本政策投資銀行と連携し、「知的財産権担保融資」の取扱を開始し、ベンチャー案件等への取組を強化。知的財産権担保融資の第一号案件を実行。  
(銀行 関東)
- ・日本政策投資銀行と東海地域の全地域銀行13行が、「東海地域金融機関連絡会」を立ち上げ連携を強化。  
(銀行 東海)
- ・日本政策投資銀行と連携し、ベンチャー企業に対する新株予約権付協調融資を実施。  
(銀行 近畿)
- ・全業種について業種別審査へ全面移行。行内ネットで「680業種融資審査ガイド」を公開開始し、審査態勢を強化。  
(銀行 中国)
- ・経営革新を目指す中小企業者に対して、中小企業支援センターと協調し、生産工程効率化のためのアドバイザーの長期継続派遣を実施。  
(銀行 中国)
- ・融資エリアの中核店舗に中小企業診断士5名を配置した起業家支援センターを設置し、営業店と連携することにより審査態勢を強化。15年度は30件、6億円の融資を実行。  
(信用金庫 北海道)
- ・ベンチャーキャピタル子会社を設立、中小企業総合事業団と連携し、起業段階などの企業を中心に資金供給を行う創業・新事業支援ファンドを組成(計10億円)。(信用金庫 関東)
- ・産学連携コーディネーターの大学への常駐派遣により、技術評価のノウハウを蓄積するとともに企業の将来性や技術力を的確に評価した与信判断基準を構築し、食品の機能性評価技術に関する資金について融資を実行。  
(信用金庫 近畿)

#### 2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化

- ・営業店に「経営改善支援責任者」を設置し、全行的な取組体制を強化。本部専担部署のみならず営業店主導で支援を行う取引先を選び、経営改善支援先を拡大。  
(銀行 関東)
- ・地域の税理士の協力を得て、中小企業の代表者・財務責任者を対象とし、財務・経営管理能力向上を目的とした講習会を実施。  
(銀行 関東)
- ・本部・支店が個々に保有する情報を、有機的に結合した情報営業体制を導入。経営情報やマッチング情報を全行でリアルタイムに共有。  
(銀行 関東)
- ・近隣金融機関の連携によるM&Aネットワークを構築。当ネットワークを通じ、異業種間におけるM&Aを成約。  
(銀行 東海)

・人材育成プログラム等、地域での産学官一体となった中小企業の財務・経営管理能力向上支援の活動について、地域金融機関として積極的に協力。  
(銀行 福岡)

・経営改善・企業再建スキームの充実と経営改善指導の強化などの体制整備の強化を図り、中小企業再生支援協議会の意見等も参考に、経営改善指導や企業再建支援に取り組んだ結果、15年度は経営支援先278先中52先がランクアップ。  
(信用金庫 近畿)

### 3. 早期事業再生に向けた積極的取組み

・新設した専門担当部署を中心として健全化・不良債権新規発生防止の早期着手に努めており、県の外郭団体による各業種に精通した経営コンサルタント・税理士等の派遣制度を利用し支援企業の弱点を抽出しているほか、行内検討会による経営改善計画の検証を通じ、実効性ある取組みを実施。  
(銀行 東海)

・中小企業総合事業団、中小企業再生支援協議会と連携し、地域内14金融機関が共同で地域再生ファンドを設立。  
(銀行・信用金庫 東海)

・債務超過だが産学官共同プロジェクトにより高度な加工技術を開発した企業の再生支援を図るため、自治体とも連携してDES(デット・エクイティ・スワップ)を実施。  
(銀行 北陸)

・DDS(デット・デット・スワップ)による地元企業の再生を複数実施。  
(銀行 中国)

・自力再生を主眼に経営改善計画再生スキームを策定、プリパッケージ型事業再生や私的整理ガイドラインに基づく再生を実施。  
(銀行 四国)

・民間企業と共同で、「九州広域企業再生ファンド」を設立。  
(銀行 福岡)

・中小企業再生支援協議会の支援により策定された経営改善計画に基づき、企業再生ファンドによる投資を実行。  
(銀行 九州)

・政府系金融機関と地元金融機関が協調して、会社分割やDES等を活用した事業再生計画を策定し、地元老舗百貨店の事業再生に着手。  
(銀行 沖縄)

・老舗ホテルの再建に関し、地域活性化の観点から、中小企業金融公庫と協調融資。  
(信用金庫 近畿)

・経営改善計画が中小企業再生支援協議会等の審査を了した案件について、優遇金利・原則無担保で貸し出し、計画どおり改善されれば優遇金利を引き続き適用する新商品を発売し、融資を実行。  
(信用金庫 四国)

### 4. 新しい中小企業金融への取組みの強化

・経済産業局との連携により、全国初の複数県を対象とした「地域CLO(貸付債権担保証券)」を実施。  
(銀行 東海)

・中小企業等を対象に、顧客の財務内容に重点を置き、財務内容の変化に応じて契約金利の変更等について、あらかじめ取り決めを行う財務制限条項付無担保無保証貸出商品を発売。  
(銀行 北陸)

・NPO 法人、主婦、学生等向けの無担保の融資制度を創設し、事業に対する意欲や取り組み姿勢等も審査対象とし、事業経験のない起業家を支援。  
(銀行 中国)

・代表者保証の包括根保証の個別保証への見直しなど、第三者保証のあり方について見直しを検討。  
(銀行 四国)

・経営内容が厳しくとも資金繰りを支援することで再生・再建できると目利きした企業に対し、無担保・第三者保証不要の資金を提供。金融再生支援融資として、16年3月末までに計2,026件、78億円を実行。  
(信用金庫 関東)

・財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対し、会計士又は税理士からの推薦を条件として、優遇金利でローンを独自に実行する商品を発売。  
(信用組合 東北)

## 5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化

・苦情内容をデータベース化し、苦情の発生傾向分析や業務担当部署への資料提供により、再発防止に活用。  
(銀行 関東)

・顧客への説明のポイントをまとめた行内マニュアルを制定するとともに、契約内容の説明、自署、契約書写し交付等の確認を記録するための契約内容確認記録文書を制定。  
(銀行 中国)

## **各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み**

### 1. ガバナンスの強化

・証券取引所の定める適時開示規則に則った行内向けの「適時開示マニュアル」を非上場行として制定。  
(銀行 四国)

・総代選任基準を改定し、総代への就任時の年齢制限や女性総代選任の努力規定等を新設。  
(信用金庫 中国)

### 2. 地域貢献に関する情報開示等

・地域貢献活動に対する顧客アンケートを4,000人規模で実施し、地域貢献活動の内容の検証と適切な開示方法を検討。  
(銀行 関東)

・預金・貸出金両面において環境保全を支援する取組みを実施し、その状況等を四半期ごとに開示。環境コベナント契約付融資の取組みを実施したほか、定期預金の預かり残高に基づく寄付を環境関係団体に対し実施。  
(銀行 近畿)

・取引先企業(約1,300先)を対象に、リージョンシップバンクの機能強化に関する取組みについてアンケート調査を実施し、とりまとめ結果を公表。  
(信用金庫 近畿)

## 要注意先債権等の健全債権化等に向けた取組みの概要

### 1. 経営改善支援の取組み内容

中小・地域金融機関における経営改善支援の取組み内容をみると、多くの金融機関でコンサルティング機能・情報提供機能を活用して支援先の経費節減、業務再構築等に助言を行っている。また、多くの銀行が、業務再構築等の助言を行うため経営コンサルタント、公認会計士等の外部専門家を支援先に紹介しているほか、中小企業再生支援協議会と連携し、あるいは自行から人材を派遣し再建計画の策定等の支援を行っている。

### 2. 経営改善支援の成果

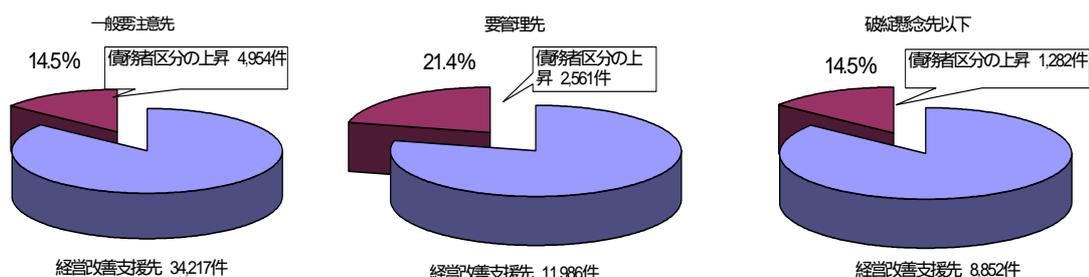
#### (1) 債務者の意識の高まり

経営改善支援による債務者の意識の変化を見ると、金融機関やコンサルタントからの助言や再建計画の策定を通じ、財務管理の重要性、自社が抱える経営上の問題点、財務情報の開示の重要性などについて経営者の意識が高まってきており、金融機関と経営改善に対し共通の認識を有するようになってきている。

#### (2) 債務者区分の上昇

##### 概要

15年度において、中小・地域金融機関が経営改善支援を行った債務者は、59,166先である。また、正常先を除く経営改善支援先(55,055先)のうち、債務者区分が上昇した先数は、8,797先(16.0%)となる。更に債務者区分毎に見ると以下の通り。



#### 主な具体的事例

債務者区分が上昇したケースを見ると、経営改善のためには、

- イ .債務者と金融機関の間で経営改善に対する共通の認識が築かれること
  - ロ .必要に応じ積極的な財務リストラを行うとともに事業の見直しや新規事業に積極的の取組みこと
  - ハ .外部専門家や中小企業再生支援協議会と連携して適切な経営改善計画を策定すること
- 等が有効であると考えられる。

### 3 . 経営改善支援の主な課題及び対応例

#### ( 1 ) 債務者側の事情

##### 課 題

- ・ 経営者の危機意識の欠如、オーナー経営者が助言に耳を貸さない等、抜本的な経営改善の必要性の意識の共有までに時間がかかる。
- ・ 財務専門担当者が不足していること等から財務データ等の資料作成が困難であり、金融機関としても実態把握や適切なアドバイスができない。
- ・ 金融機関の支援を受けると風評に影響するとの考えから、金融機関の助言に対し警戒感が強い。
- ・ 経営改善を実施し得る人材や後継者等の人材不足。

##### 対応例

- ・ 経営者への定期的な訪問等密度の濃いコミュニケーションを通じ、相互理解を深め、経営改善の意識を醸成。
- ・ 外部専門家や中小企業再生支援協議会等の第三者の助言を活用して、経営者の意識改革や問題意識の向上を図る。
- ・ 経営管理データの整備のために取引先の顧問税理士、公認会計士等へ協力を要請。
- ・ 経営者の意識改革のため、経営者やその後継者を対象にセミナー等を実施。

#### ( 2 ) 金融機関側の事情

##### 課 題

- ・ 従来の財務改善の指導のほかに、企業再生ファンド等の外部機関の利用を含めた支援策の策定も増加しているが、企業再生や税務などの専門知識が不足。

- ・コスト削減等の財務改善には限界があり、売上増加に結びつく経営戦略や営業強化策等、経営全般にわたる助言が必要であるが、ノウハウ・人材が不足している。
- ・債務者に対する取引各行の支援スタンスが違うことから、協調して支援する体制を構築するまで時間がかかる。

#### 対応例

- ・職員のスキルアップのため、内部研修の充実や外部研修への派遣を実施。
- ・税理士や経営コンサルタント、商工会議所等外部専門家との連携や研修により人材を確保。
- ・中小企業再生支援協議会の活用や他金融機関とのコミュニケーションを密にすることにより、協調関係を構築し、支援態勢を強化。